

移転先23	子ども青少年局子ども福祉保健部子ども家庭課
①法令上の根拠	・番号法第十九条第八号主務省令(第89項)第二条 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	ひとり親家庭の便宜の供与に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支給対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次
移転先24	健康福祉局生活福祉部医療援助課
①法令上の根拠	・番号法第十九条第八号主務省令(第96項)第二条 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	養育のために入院する未熟児の費用の徴収に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	母子保健法第20条の措置に係る未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次

移転先25	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課
①法令上の根拠	・番号法第十九条第八号主務省令(第120項)第二条 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給認定に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	事務の対象となる指定難病受給者、その住民票上の同一世帯員及び扶養義務者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次
移転先26～30	
移転先26	健康福祉局生活福祉部生活支援課
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・番号条例第4条第2項
②移転先における用途	・生活に困窮する外国人に対する保護の措置(以下、「外国人保護」という。)による保護の決定及び実施に関する事務 ・外国人保護による就労自立給付金の支給に関する事務 ・外国人保護による進学準備給付金の支給に関する事務 ・外国人保護による費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	・生活保護実施関係情報 ・就労自立給付金の支給に関する情報 ・進学準備給付金の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護申請中、受給中の者及び被保護者であった者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	日次

移転先27	医療局健康安全部健康安全課
①法令上の根拠	・番号法第十九条第八号主務省令(第28項)第二条 ・番号条例第4条第3項
②移転先における用途	予防接種の実費の徴収の決定に関する事務
③移転する情報	生活保護実施関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="radio"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	移転先21①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第53項	・番号法第19条第8号別表第二第53項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先22①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第62項	・番号法第19条第8号別表第二第62項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先23①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第64項	・番号法第19条第8号別表第二第64項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先24①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第70項	・番号法第19条第8号別表第二第70項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先25①法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第二第119項	・番号法第19条第8号別表第二第119項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先26①法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先27	-	健康福祉局健康安全部健康安全課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先27 ①法令上の根拠	-	・番号法第19条第8号別表第二第18項 ・番号条例第4条第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先27 ②移転先における用途	-	予防接種の実費の徴収の決定に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先27 ③移転する情報	-	生活保護実施関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先27 ④移転する情報の対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	移転先27 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	-	当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先27 ⑥移転方法	-	[○]紙	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月30日	移転先27 ⑦時期・頻度	-	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	移転先25①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二第119項	・番号法第19条第8号別表第二第120項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	移転先25	健康福祉局健康安全部保険事業課	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	移転先27	健康福祉局健康安全部健康安全課	医療局健康安全部健康安全課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第53項)	番号法第十九条第八号主務省令(第75項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第62項)	番号法第十九条第八号主務省令(第87項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第64項)	番号法第十九条第八号主務省令(第89項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第70項)	番号法第十九条第八号主務省令(第96項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先25	健康福祉局地域福祉保健部健康推進課	健康福祉局社会福祉部医療援助課	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第120項)	番号法第十九条第八号主務省令(第158項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月12日	Ⅱ 特定個人ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委に伴うものを除く。) 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2(第18項)	番号法第十九条第八号主務省令(第28項)第二条	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない